

# 和歌山市特定危機事象対処計画

平成21年3月策定

平成26年4月改訂

平成27年4月改訂

平成28年4月改訂

平成30年4月改訂

令和2年3月改訂

和歌山市 危機管理局 危機管理部

## 目 次

### 第1 目的

### 第2 特定危機事象と主務部

- 1 特定危機事象の主務部
- 2 所管部局と他部局の業務分担

### 第3 基本的留意事項

- 1 迅速な立ち上がり
- 2 総合力の発揮
- 3 迅速な報告・連絡の徹底
- 4 適切な広報・報道の実施
- 5 関係機関等との連携強化

### 第4 平常時における危機管理

- 1 実施計画等の作成
- 2 基礎資料の整備
- 3 連絡通信網の整理
- 4 対処能力の向上

### 第5 緊急時における体制等

- 1 体制の確立
- 2 警戒本部
- 3 対策室
- 4 対策本部

### 第6 緊急時の応急措置

- 1 初期段階における情報の伝達
- 2 応急対策の実施
- 3 広報活動
- 4 応援要請

### 第7 危機収束時の対応

- 1 復旧対策の推進
- 2 被害者等の救援
- 3 対応の検証

## 和歌山市特定危機事象対処計画

### 第1 目的

和歌山市特定危機事象対処計画は、特定危機事象に対処するための共通的、基本的な事項、手順等について定め、もって「和歌山市危機管理指針」（平成20年8月20日付け、和市第58号）（以下「危機管理指針」という。）に定める特定危機事象の未然防止と被害の最小限化を図ることを目的とする。

### 第2 特定危機事象と主務部

#### 1 特定危機事象の主務部

「危機管理指針」第4章第1で定める特定危機事象及びその主務部は、別表のとおりとする。

なお、特定危機事象は、国内外の諸情勢等によって変化するところから適宜見直すものとする。その際、特定危機事象の所管部局が特定できない場合は、危機管理部又は「危機管理指針」第3章第1の規定により危機管理局長が指定する部署を主務部とする。

#### 2 所管部局と他部局の業務分担

##### (1) 主務部及び危機管理部

特定危機事象に対しては、主務部が所管業務を主体性をもって対処し、危機管理部は、主務部を補佐又は主務部と共同して対処に当たることを基本とする。

##### (2) 各部局の業務

特定危機事象の対処に係る各部局の所掌業務は、通常の業務において所掌する業務を基本に、和歌山市災害対策本部組織の事務分掌に係る業務について所掌するものとし、新たな業務の付与等は危機管理指針第3章第1(1)の規定により、危機管理局長が統制・調整するものとする。

### 第3 基本的留意事項

#### 1 迅速な立ち上がり

特定危機事象が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合は、最悪の事態を想定して迅速に初動体制を立ち上げて対処すること。

#### 2 総合力の発揮

関係部局及びその他の部局は、特定危機事象に対して所管部局と緊密に連携・共同するとともに、専門知識を有する職員、その他の職員の派遣、装備器材の貸与、関連情報の通報、その他の積極的な支援を行うなど市の総合力を発揮すること。

#### 3 迅速な報告・連絡の徹底

特定危機事象又はそのおそれのある事象の情報を入手した際には、断片的な情報であっても、直ちに所管部局の幹部、危機管理局長、市長等に報告・通報し、所管部局、対策本部等においては、情報の一元的な集約・管理を実施するとともに必要な情報は関係部局、関係機関において共有するようにすること。

#### 4 適切な広報・報道の実施

市民への広報、報道機関への発表は、危機管理上欠くことのできない極めて重要なものである

ので、発表等の実施時期、発表内容と発表方法、関係機関等への事前連絡、全庁的な整合性、発表後の措置等について検討を加え適切に行うこと。

#### 5 関係機関等との連携強化

特定危機事象の対処に当たっては、関係機関、団体との連携を強化すること。

特に、本市が主体となって対処する場合や他機関と共同して対処する場合、さらには他の機関を支援する場合のほか、行政と捜査が交叉する場合などがあるので、それぞれの役割と責任の所在を明確にするとともに相互の立場を尊重し、人命救助を第一として対処すること。

### 第4 平常時における危機管理

#### 1 実施計画等の作成

特定危機事象の主務部は、危機管理部と協議して各特定危機事象に対処するための個別の実施計画、対処マニュアル（以下「実施計画等」という。）を作成すること。また、情勢の変化等に応じて、適宜、実施計画等を見直すこと。

なお、既に、実施計画等を作成している場合には、その実施計画等によること。

また、作成した実施計画等（既に作成されている計画を含む。）は、危機管理部及び必要に応じて関係部局に配布すること。

#### 2 基礎資料の整備

各特定危機事象に係る基礎資料を整備し、適宜見直しを行うほか、保秘等を要する場合など配布することが適当でないものを除き、当該資料を危機管理部及び関係部局に提出すること。

#### 3 連絡通信網の整理

各部局は、夜間、休日における職員の非常参集等を速やかに行うため、連絡通信網を整理して関係職員に周知するとともに、当該連絡通信網を危機管理部に配布すること。

#### 4 対処能力の向上

所管部局は、所属員及び関係職員に対して実施計画、マニュアルの周知を図るほか、研修、訓練等を通じて特定危機事象に対する対処能力の向上に努めること。

## 第5 緊急時における体制等

### 1 体制の確立

#### (1) 対策本部等の設置

市域内において特定危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合、若しくは特定危機事象が市民の生命、身体及び財産に影響し又は影響するおそれのある場合、下表の基準により警戒本部、対策室、又は対策本部(以下「対策本部等」という。)を設置するものとする。

名 称	設 置 基 準 及 び 設 置 者	体 制 基 準	
警戒本部	市域内において被害が発生する可能性があり、対策室又は対策本部設置に至らない段階において警戒を要すると、所管局長又は危機管理局長が認める場合	所管局長又は危機管理局長が定める体制	
対策室	被害の程度や拡大が小さく、主務部及び他の部局が協力して集中的に対処する必要があると所管局長又は危機管理局長が認める場合	対策室長（所管局長又は危機管理局長）が定める体制	
対策本部	被害が重大で、被害の拡大が大きく、かつ対策室の体制では十分な対処ができないおそれがあり、全庁的若しくはそれに準じる体制をとる必要があると市長が認める場合	特A号体制	対策本部長（市長）が定める体制
		A号体制	職員の約10%（概ね300人）の体制
		B号体制	職員の約5%（概ね150人）の体制
		C号体制	B号体制以下の体制で対策本部長（市長）が定める体制

#### (2) 対策本部等の名称

対策本部等を設置する場合は、特定危機事象を表す名称を冠するものとする。

(例：「新型インフルエンザ対策本部」)

### 2 警戒本部

#### (1) 警戒本部の編成基準

区 分	構 成 員
本 部 長	所管局長又は危機管理局長
副 本 部 長	危機管理局長（本部長でない場合）又は本部長が命じる局長等
本 部 員	対策本部を設置した際に、班長の任務に就くこととなる部長等
班 長	対策本部を設置した際に、副班長に就くこととなる課長等
班 員	対策本部を設置した際に、班員に就くこととなる職員

#### (2) 所掌事務

- 被害情報等の収集、分析、集約
- 対処案の決定及び実施
- 市民への情報提供及び報道対応

- 関係機関等との連携
- 対策本部設置の決定と対策本部設置の準備
- その他警戒本部長が命じる事項

### 3 対策室

#### (1) 対策室の編成基準

区 分	所管部局が明確な（特定できる） 場合	所管部局が不明な（特定できない） 場合又は危機管理部の場合
室 長 等	所管局長 室長付：危機管理局長	危機管理局長 室長付：室長が指名する局長
副 室 長	主管部長（総括・実施情報担当） 危機管理部長（室長付補佐担当） 政策調整部長（情報整理・広報担当） 室長が指名する部長等（班担当）	危機管理部長（総括・実施情報担当） 室長付関係部長（室長付補佐担当） 政策調整部長（情報整理・広報担当） 室長が指名する部長等（班担当）
班 長	室長が指名する課長等	室長が指名する課長等
班 員	室長が指名する職員	室長が指名する職員

#### (2) 所掌事務

- 被害情報等の収集、分析、集約
- 対処案の決定及び実施
- 市民への情報提供及び報道対応
- 関係機関、関係部局等との連携
- その他対策室長が命じる事項

### 4 対策本部

#### (1) 対策本部の編成基準

##### ア 対策本部

区 分	構 成 員
本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	総括本部員：所管局長又は危機管理局長 副総括本部員：危機管理局長又は本部長が指名する局長 本部員：関係局長及び本部長が指名する局長・部長
班 長	・主管部長（総括・実施担当） ・危機管理部長（総括・実施補佐） ・政策調整部長（情報整理・広報担当） ・市民部長（避難所対策担当） ・市民生活課長（市民相談担当） ・財政部長（装備・補給担当） ・本部長が指名する部長等（実施班担当）
副 班 長	・班長が属する部等の課長等 ・本部長が指名する課長等
班 員	・班長等が属する所属の職員 ・本部長が指名する職員

## イ 対策本部の班

対策本部の標準的な班編成は下表のとおりとし、必要により現地対策班（本部）を置くものとする。

総括班	対策本部の庶務、対策会議の準備、対処案の作成、関係機関等との連携、その他の班に属さない事項
(実施)班	各対処の調整、実施状況の把握 (実施内容に応じて必要な班を編成する。)
情報整理・広報班	被害情報等の収集、分析、集約、市民への情報提供、報道対応
避難所対策班	避難所の開設、運営
市民相談班	市民相談、要望、問い合わせへの対応
装備・補給班	車両、通信機器等の装備資器材、物資等の調達

### (2) 所掌事務

- 被害情報等の収集、分析、集約
- 対処案の決定及び実施
- 市民への情報提供及び報道対応
- 関係機関等との連携
- その他対策本部長が命じる事項

## 第6 緊急時の応急措置

### 1 初期段階における情報の伝達等

緊急時における体制が確立するまでの初期段階における情報の伝達は、次によるものとする。

#### (1) 所管部課等への伝達

職員は、本市に影響又は影響するおそれのある特定危機事象に関する情報を入手又は聞知した時は、直ちに所管部課又は危機管理部に伝達する。

伝達に当たっては、第1報は「早く」、第2報は「正確に」、第3報は「詳細に」の原則を徹底すること。

#### (2) 市長、各局長への報告等

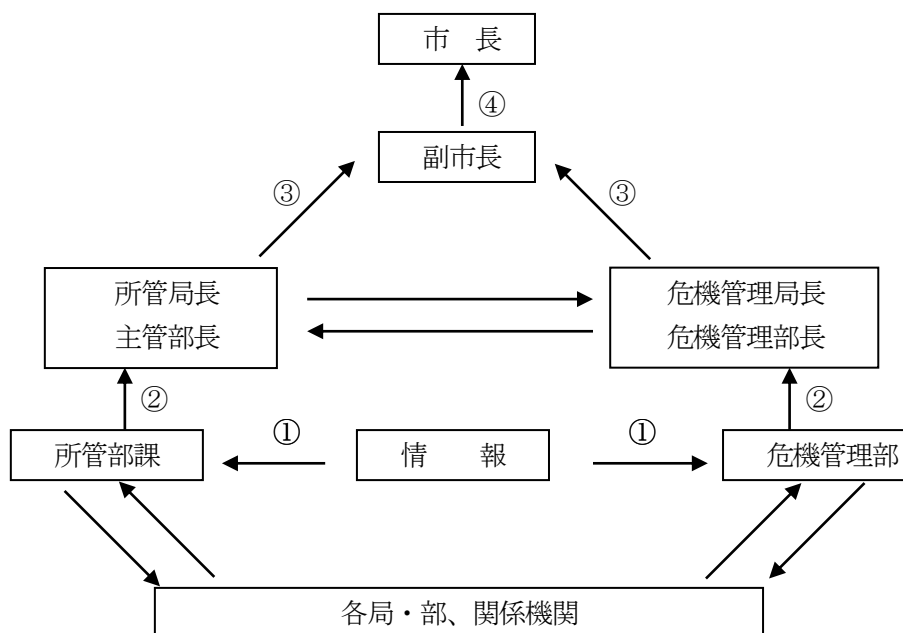
情報を入手又は聞知した所管部課の長又は危機管理部長は、所定の報告ルートにより副市長及び市長に報告するとともに各局長に通報するものとする。

#### (3) 情報の共有化

情報は、各部局が相互に通報を徹底して共有化を図ること。

[参考]

### 初期段階における情報の伝達



## 2 応急対策の実施

### (1) 基本的な方針

対策本部等は、決定した対処案に基づき、特定危機事象の発生時から、関係機関、関係部局と連携・協力し、市民の生命・身体を守ることを最優先にした応急対策を迅速・的確に実施するものとする。

### (2) 市民の安全確保と避難等

被害を未然に防止、又は被害の拡大を防止するため警察、消防、隣接市町、電気・ガス・輸送・通信その他の事業者等と連携又は共同して、次の安全措置を徹底するものとする。

- 発生現場における防護措置、二次被害の防止措置
- 危険及び警戒区域内の住民、滞在者の避難と救護
- 現場、避難所における医療救護、検疫、広報、警戒等の措置
- 立入・交通規制の実施
- 発生原因、被害拡大要因の早期解明と除去・撤去
- その他の安全措置

## 3 広報活動

### (1) 市民等への情報提供

流言飛語による混乱の防止、市民の不安感の除去、市民等自らによる適切な行動の促進等を図るため、次の事項を中心に、テレビ、ラジオ、広報紙、防災行政無線、広報車、ホームページ、防災わかやまメール配信サービス等、あらゆる手段を通じて情報を提供する。

- 特定危機事象の発生状況
- 今後の見通し
- 応急対策の実施状況



- 市民がとるべき適切な対応
- その他の関連情報
- (2) 報道機関への情報提供
  - ア 被害状況、応急対策等についての発表は、重要事項の他、節目の段階においては対策本部等の長が行い、その他は適宜広報担当の局・部長が行うものとする。
  - イ 現地対策班（本部）を設置した場合の現地での情報提供は、事前に対策本部等と打ち合わせをした後、現地班（本部）長が行うものとする。
  - ウ 報道機関への情報提供については、その内容、発表時期及び方法等について広報担当部署と調整のうえ、行うものとする。

#### 4 応援要請

特定危機事象が発生した場合、市のみでは十分に対応することができないと判断されるときは、国、和歌山県、自治体、関係機関・団体、専門家等に応援を要請する。

### 第7 危機収束時の対応

#### 1 復旧対策の推進

##### (1) 基本方針

対策本部等は、特定危機事象の発生により市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧対策を推進するものとする。

##### (2) 安全の確認と規制の解除

ア 対策本部等は、関係機関と連携するとともに、専門家の意見を聞くなど被害の発生・拡大のおそれのないことの確認を徹底し、立入制限等の制限措置や避難措置を解除するものとする。

イ 対策本部等は、上記の措置をとろうとする場合は、報道機関へ情報提供するとともに、関係機関・関係者・市民に周知するものとする。

##### (3) 公共施設の復旧

公共施設が被害を受けた場合は、速やかな復旧に努めるものとし、その復旧に長期を要する場合には、代替施設・機能の導入など必要な措置を講じるものとする。

#### 2 被害者等の救援

##### (1) 健康相談等の実施

特定危機事象に伴う生活環境の変化等から生じる健康障害、不安等に対処するため、必要に応じて関係機関等と連携し、健康診断、心身の健康に関する相談等の必要な措置を講じる。

##### (2) 生活支援

特定危機事象の被害発生に伴い、自己の力では、生活の再建が困難と認められる被害者等に対しては、関係規則等により必要な救援を行うものとする。

#### 3 対応の検証

(1) 各部局は、将来同様な特定危機事象が発生した場合の参考とするため、その原因、状況、対応策、課題などを取りまとめた「特定危機事象対応記録」（以下「対応記録」という。）を作成し、保存するものとする。

なお、避難生活等が長くなるなどの場合においても、同様の措置を講じるものとする。

(2) 対応記録の作成は、対策本部等を設置して対応した特定危機事象とする。

- (3) 対応記録の作成課は、当該特定危機事象の所管課とし、作成した対応記録は、危機管理部へ提出する。
- (4) 各部局は、対応記録を関係者とともに見直しにより、実施計画等の見直しや応急対策の改善に活用する。

【資料】

別表 「特定危機事象」と主務部

- 参考資料1 個別危機事象対策実施計画（構成例）
- 参考資料2 個別マニュアル[施設管理関係]（構成例）
- 参考資料3 個別マニュアル[イベント開催関係]（構成例）
- 参考資料4 危機事象発生状況報告書（様式例）
- 参考資料5 報道資料（様式例）

## 「特定危機事象」と主務部

(危機管理指針第4章第1関連)

連番	危機事象	主務部・局	
1	市長等への危害	政策調整部	市長公室
2	電算システムの障害	総務部	総務局
3	緊急対応事態（大規模テロ）に至らないテロの発生等	危機管理部	危機管理局
4	施設等への危害・爆破予告	危機管理部	
5	爆発物、細菌等が在中する郵便物の配達	危機管理部	
6	市域での不発弾等発見	危機管理部	
7	庁舎内での火災・爆発、死傷を伴う事故・事件の発生	財政部	財政局
8	市有財産の重大な侵害	財政部	
9	著しい環境汚染	環境部	市民環境局
10	有害物質（毒劇物を除く。）の漏洩、混入、流出	環境部	
11	廃棄物の不法投棄	環境部	
12	大規模な感染症	健康推進部	健康局
13	食中毒	健康推進部	
14	毒劇物の漏洩、混入、流出	健康推進部	
15	医療事故	健康推進部	
16	その他の健康危機	健康推進部	
17	社会福祉施設の事故	社会福祉部	福祉局
18	保育児童に対する危害	こども未来部	
19	大規模製造所の事故	産業部	産業交流局
20	急激な経済の落ち込み	産業部	
21	危険動物による事故	農林水産部	
22	家畜伝染病、(BSE等)	農林水産部	
23	大規模な建築物の事故	都市計画部	都市建設局
24	道路、橋梁などの事故	道路河川部	
25	河川などの事故	道路河川部	
26	下水道事故	下水道部	企業局
27	取水水質汚染	水道工務部	
28	大規模な断水	水道工務部	
29	水道幹線事故	水道工務部	
30	異常濁水、(水道凍結等)	水道工務部	
31	児童生徒に対する危害	学校教育部	
32	給食による食中毒	学校教育部	
33	市の管理施設の火災・爆発等の事故	主務担当部	
34	行事中の事故		
35	施設の機能停止		
36	文書、電磁記録、コンピュータ等における個人情報等の漏洩		
37	放射線等の漏出、放射線源等の紛失事故		
38	その他市民に影響をもたらす事件・事故等 (市民の避難、市民に警報等を要する事象)		

個別危機事象対策実施計画（構成例）

第1章 総則

1 目的

- (1) 背景
- (2) 具体的目的

2 対象とする危機事象

想定する危機事象（複数の事象をまとめることも可）

3 役割

- (1) 対応方針
- (2) 所管部、所管課、関係課の役割
- (3) 関係する他部署、関係機関との連携

第2章 危機管理体制

1 平常時の危機管理体制

- (1) 担当窓口の明確化
- (2) 関係各課における責任者、担当者の明確化
- (3) 職員の連絡網の整備
- (4) 関係機関との連絡体制の整備

2 危機事象発生時の危機管理体制

- (1) 初動体制の整備
- (2) 職員の参集体制（基本は既作成「職員初動マニュアル」に準拠）

第3章 平常時の対策

1 危機管理意識の高揚

- (1) 職員の意識高揚
- (2) 市民への広報、啓発
- (3) 研修、訓練の実施方法

2 物資、資材の確保

- (1) 必要となる物資、資材の確認
- (2) 物資、資材の確保方法

第4章 危機事象発生時の対策

1 情報の伝達、収集

- (1) 情報の内容の選別
- (2) 管理、一元化の方法、役割の明確化

2 対策本部の設置

- (1) 対策本部設置への基準
- (2) 構成員の特定
- (3) 協議内容の想定

### 3 応急措置の実施

- (1) 被害者の救助方法
- (2) 被害の拡大防止策

### 4 広報活動の実施

- (1) 市民への情報提供方法
- (2) 報道機関への対応方法

## 第5章 事後の対策

### 1 安全確認

- (1) 安全性の確認方法
- (2) 終息宣言の基準

### 2 事後対策の実施

- (1) 円滑な通常施策への移行
- (2) 被害者対策（相談窓口、健康被害調査）
- (3) 再発防止策の検討

## 第6章 参考資料等

## 個別マニュアル〔施設管理関係〕（構成例）

（構成例作成の主旨）

このマニュアルの構成例は、施設管理関係のマニュアルを作成するに当たっての基本的な項目をまとめたものである。

## 1 想定される危機事象

- （1） 不審者・不審物への対応
- （2） 爆破予告・爆発物への対応
- （3） 不審郵便物への対応

## 2 事前対策

- （1） 未然防止のための対策
  - ・ 出入口の限定
  - ・ 定期的な巡回の実施
  - ・ 防犯カメラの設置
- （2） 体制の整備
  - ・ 夜間休日等の連絡体制の整備
  - ・ 緊急時に組織的な対応ができるよう、対策本部を設置
- （3） 資機材の確保
  - ・ サスマタ、金属探知機、録音器等の資機材を確保
- （4） 研修、訓練の実施
  - ・ 緊急時に、迅速かつ的確に対応できるよう、研修、訓練を実施

## 3 発生時の対応

- （1） 共通事項
  - ・ 速やかに施設内の関係部署に連絡する。
  - ・ 警察等と協議し、施設内の調査、緊急放送、避難の必要性等の対応方針を決定する。
- （2） 不審者・不審物への対応
  - ・ 不審者の性別、年齢、服装、人的特徴、向かった方向、場所を確認する。
  - ・ 不審者への声かけを行う。
  - ・ 警察署に連絡し、警察署からの指示に従う。
  - ・ 不審物を発見した場合は、手を触れたり、衝撃を加えないこと。
- （3） 爆破予告・爆発物への対応
  - ・ 電話の場合、相手との会話の中で、爆破時刻、爆発物を仕掛けた場所、爆発物の形状等を聞く。
  - ・ 速やかに施設内を調査し、不審物の有無を確認し、担当部署に報告する。
  - ・ 安全が確認された場合、警戒を解除する。
  - ・ 爆発物が発見された場合、警察と協議し、放送を行なうとともに、速やかに避難する。
- （4） 不審郵便物への対応

- ・不審郵便物とは、差出人の住所や氏名がない等の特徴を有するもの。
- ・不審郵便物と判断された場合は、開封せず、関係部署に連絡するとともに、警察と協議する。
- ・開封し、白い粉等が入っていた場合は、封筒等に覆いをし、粉が広がるのを防ぐ。
- ・爆発物等の疑いがあるものは、できるだけ動かさない。

#### 4 安全の確認

施設管理者は、警察等と協議し安全が確認された場合は、放送等でその旨周知する。

個別マニュアル[イベント開催関係] (構成例)

(構成例作成の主旨)

このマニュアルの構成例は、イベント開催関係のマニュアルを作成するに当たっての基本的な項目をまとめたものである。

1 想定される危機事象

- (1) 不審者・不審物への対応
- (2) 爆破予告・爆発物への対応
- (3) 雑踏への対応

2 事前対策

- (1) 未然防止のための対策
  - ・ 出入口の限定
  - ・ 定期的な巡回の実施
  - ・ 防犯カメラの設置
  - ・ 会場周辺の導線の検討
- (2) 体制の整備
  - ・ 夜間休日等の連絡体制の整備
  - ・ 緊急時に組織的な対応ができるよう、対策本部を設置
- (3) 資機材の確保
  - ・ サスマタ、金属探知機、録音器、雑踏整理用の資機材を確保
- (4) 研修、訓練の実施
  - ・ 緊急時に、迅速かつ的確に対応できるよう、研修、訓練を実施

3 発生時の対応

- (1) 共通事項
  - ・ 速やかに会場内の関係部署に連絡する。
  - ・ 警察等と協議し、会場内の調査、緊急放送、避難の必要性等の対応方針を決定する。
- (2) 不審者・不審物への対応
  - ・ 不審者の性別、年齢、服装、人的特徴、向かった方向、場所を確認する。
  - ・ 不審者への声かけを行う。
  - ・ 警察署に連絡し、警察署からの指示に従う。
  - ・ 不審物を発見した場合は、手を触れたり、衝撃を加えないこと。
- (3) 爆破予告・爆発物への対応
  - ・ 電話の場合、相手との会話の中で、爆破時刻、爆発物を仕掛けた場所、爆発物の形状等を聞く。
  - ・ 速やかに会場内を調査し、不審物の有無を確認し、担当部署に報告する。
  - ・ 安全が確認された場合、警戒を解除する。
  - ・ 爆発物が発見された場合、警察と協議し、放送を行なうとともに、速やかに避難する。



(4) 雑踏への対応

- ・ 入場制限
- ・ 群集の分断・整理

4 安全の確認

主催者は、警察等と協議し安全が確認された場合は、放送等でその旨周知する。

危機事象発生状況報告書（様式例）

（第 報） 平成 年 月 日 時 分

危機の名称				報告者	所属	
発生日時					職氏名	
発生場所	和歌山市	地区	受理者			
			受理時刻			
事態の概況						
被害状況	死者	名	住家被害	全壊	棟	
	負傷者	名		半壊	棟	
	行方不明者	名		一部破損	棟	
	区分	棟数				
	公共建物					
	その他					
応急対策状況						
備考						

報道資料（様式例）

（資料提供）・（記者発表）

〇〇〇で発生した〇〇〇事件（事故）について

（第 報）

平成	年	月	日
	時	分	現在
〇	〇	課（室）	
担当者			
内 線			

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 事件（事故）の概要
  - （1）原因
  - （2）被害の状況
    - ・人的被害
    - ・物的被害
  - （3）措置状況
- 4 和歌山市の対応
- 5 他機関の対応
- 6 その他

次回発表（提供）予定
------------

本日〇〇時〇〇分
----------